

○内閣府
文部科学省告示第一号
厚生労働省

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）附則第二項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の主務大臣が指定する地域（平成三十年文部科学省告示第二号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和元年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
文部科学大臣 柴山 昌彦
厚生労働大臣 根本 匠

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後		改正前	
都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
埼玉県	朝霞市 志木市	埼玉県	戸田市
千葉県	市川市 浦安市	千葉県	市川市
東京都	中央区 港区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 荒川区 板橋区 足立区 江戸 川区 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 日野 市 国立市 西東京市	東京都	中央区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷 区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 板橋区 練馬 区 足立区 葛飾区 江戸川区 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 国分寺市 狛江市 西東京市
神奈川県	藤沢市	[項を加える。]	
[略]		[同上]	

備考 「」の記載は注記である。